

# 福岡県公報

令和七年九月三十日  
第六百三十三号  
増刊  
①

## 目次

### 教育委員会

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）……………一

### 教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年九月三十日

福岡県教育委員会

### 福岡県教育委員会規則第四号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を

次のように改正する。

第三条の表十三の項中「に規定する保育士の登録をして」を「又は第十八条の二十八

第一項の登録を受けて」に改める。

### 附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。